

個人事業主などの皆さまへ (国民年金第1号被保険者) イデコちゃん

ご存知ですか?

iDeCo の 3段階の税制メリット



ハッピーエイジング401kプラン

メリット
1

掛金全額が所得控除の対象です

課税所得※1	所得税・住民税 合計税率	税制メリット(年間)※2		
		iDeCoの掛金(年間)		
		12万円(月1.0万円)	36万円(月3.0万円)	81.6万円(月6.8万円)
～ 195万円以下	15%	1.8万円	5.4万円	12.2万円
195万円超～ 330万円以下	20%	2.4万円	7.2万円	16.3万円
330万円超～ 695万円以下	30%	3.6万円	10.8万円	24.4万円
695万円超～ 900万円以下	33%	3.9万円	11.8万円	26.9万円
900万円超～1,800万円以下	43%	5.1万円	15.4万円	35.0万円
1,800万円超～4,000万円以下	50%	6.0万円	18.0万円	40.8万円
4,000万円超～	55%	6.6万円	19.8万円	44.8万円

国民年金に加入している個人事業主(国民年金の第1号被保険者)の場合、小規模企業共済(控除枠84万円)と別枠で

年間最大 81.6万円が
所得控除の対象です。 ※3たとえば、課税所得が300万円の方が
月額掛金68,000円を拠出した場合**約16.3万円**の
税制メリットとなります! ※2

所得控除を有効に活用し老後に備えましょう!

毎年の確定申告で掛金拠出額を
小規模企業共済等掛金控除欄に記入します。※小規模企業共済に加入している場合、控除枠が合算でき、
最大165.6万円控除できます。

確定申告書のイメージ

所得 か	社会保険料控除	⑩								
	小規模企業共済等掛金控除	⑪			8	1	6	0	0	0
	生命保険料控除	⑫								
	地震保険料控除	⑬								

※1 個人事業主の課税所得の計算例

課税所得=事業総収入-必要経費-社会保険料控除と基礎控除などその他の控除額の合計額

※2 税制メリット額=年間掛金×所得税・住民税の合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)1,000円未満切捨て表示

(例)81.6万円×20%=約16.3万円

なお、平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)が所得税に
加算されます。上記税制メリット額は復興特別所得税分を反映していません。

※3 掛金の限度額は、国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料との合算で月額6.8万円(年額81.6万円)です。

損保ジャパンDC証券株式会社は「個人型確定拠出年金 ハッピーエイジング401kプラン」の運営管理業務を行っています。
受付金融機関では同商品の受付業務を行います。

本チラシはiDeCoの概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、ハッピーエイジング401kプランパンフレットなどをご覧ください。

メリット 2

運用益が非課税です

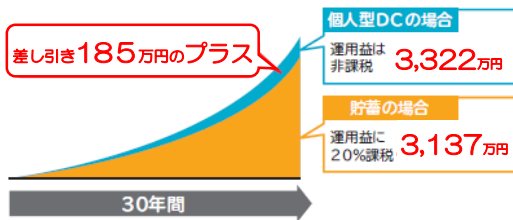
利子や分配金などの運用益に対する
所得税・住民税がかかりません。
一般の貯蓄などと比べて有利に運用できます。

モデルケースの前提条件

- ①貯蓄：年平均利回り2%、利子課税毎年20%控除
- ②iDeCo：年平均利回り2%、加入手数料2,829円、月間手数料473円

※右記の残高はあくまでも一定の条件に基づく試算であり、受取額を保証するものではありません。また、特別法人税・法人住民税および給付時の課税に関して考慮していません。

＜モデルケース＞
月額6.8万円、期間30年間



メリット 3

受取時は税制面で優遇されます

老齢給付金受取時は課税の対象となりますが、受取り方によってそれぞれ税制優遇があります。

年金で
受け取り

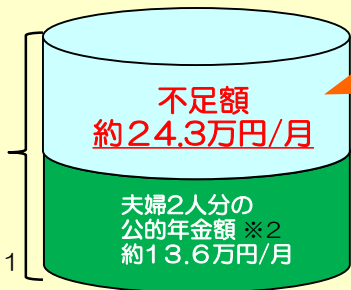
雑所得（公的年金等）として課税され、
公的年金等控除が受けられます。

一時金で
受け取り

退職所得として課税され、
退職所得控除が受けられます。

老後の備えは
大丈夫ですか？

ゆとりのある
老後の生活費
月額 約37.9万円必要※1



ゆとりある生活のためには、公的年金だけでは
年間約292万円の不足！

公的年金の支給は原則65歳からです。

※1 生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より
※2 厚生労働省「令和6年度の年金額改定について」より
「夫婦2人分の公的年金額」は夫婦それぞれが第1号被保険者であり、
老齢基礎年金を満額で受取り始める場合の2人の年金額の合計です。

＜ご加入にあたってご理解いただきたい事項＞

- ・加入する際に選択できる金融機関は1社のみであり複数の金融機関で加入できません。また、加入者ご自身が加入資格を満たしている必要があります。
- ・掛金は加入者ご自身の判断において運用します。また、運用結果次第では受給額が掛金総額を下回ることがあります。
- ・老齢給付金は原則60歳からの受給となりますが、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、当該期間に応じて受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。
- ・原則として制度からの脱退（解約）や資産の中途引出はできません。
- ・加入後は、掛金または個人別管理資産残高から口座管理手数料などが差し引かれます。
- ・掛金から、口座管理手数料などが徴収されるため、掛金全額が運用商品の買付に充当されるものではありません。
- ・掛金の引落は第1号・3号被保険者は60歳、65歳未満の第2号被保険者・任意加入被保険者は65歳、公的年金の受給権を有しない65歳以上の第2号被保険者は75歳の誕生日で終了し、その後は運用指図者として受給終了まで運用のみ行います。また、事前に指定した月（年に1回以上）に掛金を納付する場合は、資格喪失月を含む拠出区分の掛金は拠出できません。
- ・掛金の払込を停止、もしくは資格喪失により運用指図者となっても、受給終了まで口座管理手数料などが個人別管理資産残高から差し引かれます。
- ・掛金の納付は毎月定額もしくは、事前に指定した月（年に1回以上）に行うかのいずれかを選択できます。また、掛金の前納・追納はできません。掛金の納付方法が個人払込の場合は口座振替に限られます。
- ・加入者ご本人の申出がなくとも、他に確定拠出年金の口座がある場合は、その口座の資産が本口座に移換されることがあります。またその場合、移換金に対する配分割割の指定を行わないと掛金の配分割割が移換金にも適用されます。
- ・掛金を払い込む手続きを行う場合、口座開設後にアンサーネット・アンサーセンターにて配分割割の指定を行う必要があります。所定の期間内に配分割割の指定を行わなかった場合はあらかじめ提示された運用商品が購入されます。

上記の税制メリットなどはあくまでも仮定に基づき試算したものであり、お客さま個々の条件によって結果は異なります。したがって、結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。

＜運営管理機関＞



＜受付金融機関＞

